

# NEWSWAVE

発行  
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

## 09 年度査察は 290 億円の脱税把握 処理 210 件のうち 149 件を告発

いわゆるマルサと呼ばれる査察は、脱税でも特に大口・悪質なものが強制調査され検察当局に告発されて刑事罰の対象となる。

国税庁が公表した今年 3 月までの 1 年間の 2009 年度査察白書によると、査察で摘発した脱税総額は前年度を約 6 億円下回る 290 億円だった。検察庁に告発した件数は前年度より 4 件少ない 149 件だったが、告発分 1 件あたり平均の脱税額は同 800 万円増の 1 億 7,100 万円と、2 年ぶりに増加している。

2009 年度 1 年間に全国の国税局が査察に着手した件数は 213 件、継続事案を含む 210 件を処理（検察庁への告発の可否を最終的に判断）し、うち 71.0%にあたる 149 件を検察庁に告発した。告発事件のうち、加算税を含む脱税額が 3 億円

以上のものは前年度を 3 件上回る 17 件、5 億円以上のものは前年度を 1 件下回る 6 件だった。近年は脱税額 3 億円以上の大型事案が減少傾向にあり、2009 年度の脱税総額 290 億円は、ピークであった 1988 年度（714 億円）に比べて 4 割まで減少している。

告発件数の多かった業種・取引（5 件以上）は、「不動産業」が 15 件、「鉱物・金属材料卸」が 11 件など。脱税の手口としては、不動産業では無申告、鉱物・金属材料卸、商品・株式取引及び不動産譲渡では、売上除外、建設業では架空の原価計上、キャバレー・飲食店では従業員等から徴収した源泉所得税を不納付とするものなどの脱税が目立った。

## 第 2 新卒の採用は慎重に 採用に動く企業の特徴とは

3・1・3 とは？この数字の羅列は、人事担当者や人材紹介会社の間では知られている新入社員の早期退職までの平均在籍期間。最初の 3 は 3 ヶ月、1 は 1 年、次の 3 は 3 年をいう。

GW明けから梅雨のシーズンになる 5～7 月、人材紹介会社には 4 月に入社したての新入社員の転職相談が目立つようになるという。人材紹介会社の目的は基本的には「キャリアを活かした転職」を支援・紹介する。したがって在籍 3 ヶ月などは論外といったところだが、実情は正規採用されていても「第 2 の就活」をしているのだ。その多くが希望した職種や仕事に就けない「ミスマッチ」と不満を漏らす。

一方、現役学生や新卒者の間では「第 2 新卒」採用企業への警戒感も持っている。これは若者の

間でいう「ブラック企業」を意味している。反社会的組織でなく、いわばスラング（隠語）のようにネット上に飛び交う新語だが、一言でいえばコンプライアンス（法令遵守）に欠ける企業を指す。共通項は、その企業が急成長している、新卒より第 2 新卒採用、社内体制不整備、労働環境過酷などの事柄のようだ。

早期退職者の行動を軽率、無責任と責めるのは簡単だが、ミスマッチの解決にはならない。仮に新卒採用ができない、間に合わないなどの理由から第 2 新卒に注力せざるをえない事情を持つ採用側は要注意。その理由を含め、対応を誤るとネット上で指弾されかねない事態も起こりうる。